



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長(CEO) 高山 俊 隆
(コード番号 5929 東証 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 吉 武 裕 之
(TEL 03-3346-3039)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止について

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 72 期定時株主総会の決議によるご承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといたします。）を導入し、これまで本プランを継続してまいりました。本プランの有効期間は、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 82 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といたします。）の終結の時をもって満了いたしますが、当社は、本日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランを継続してまいりました。

しかしながら、本プランの導入時・更新時とは外部環境が変化しており、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制も浸透し、本プランの目的のひとつである「株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する」もある程度担保されております。

また、当社は、昨年 60 周年を迎え、本年度から新しい経営体制・組織体制の下、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン 2020」に取り組んでおり、グローバル・メジャーに相応しい企業体質を構築することで社会から信頼され、そして更なる業績向上に取り組むことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであると考えます。

このような状況の下、当社における本プランの必要性は低下しているものと考え、また、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様の声も参考にし、有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新しないことを決定いたしました。

なお、本プランの廃止にかかわらず、今後とも企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、今後も大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上